

○令和3年2月 和歌山県議会定例会会議録

(令和3年3月4日)

【藤山 将材 議員（自由民主党県議団） 質問】

IRについては、滞在型観光の核として、本県の観光振興、雇用の増加に貢献し、地域経済活性化の起爆剤となり得、ひいては人口減少の抑制にも期待できるものと捉え、我が自民党は、その誘致を全面的に支援しているところであります。

去る1月15日に提案審査書類の提出期限を迎え、県は、事業者公募にエントリーしていた2者から提案があった旨、発表されました。事業者公募は、昨年3月30日に開始されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響や国の基本方針（案）の修正などを受け、2度の延期を余儀なくされたところであります。紆余曲折を経てようやく提案書の提出、とりわけ、誘致自治体の中で一番に提案書の提出にこぎ着けたことは、本県にとっても、また、事業者にとっても非常に喜ばしい限りであり、これまで御苦労されてきた県当局の皆様、ひとまず「お疲れさまでした」とねぎらいの言葉を贈りたいと思います。

とはいえ、大阪や横浜、長崎も、本年夏頃には事業者を選定する予定と聞いており、今後、誘致レースは熾烈を極めると思われますので、知事はじめ当局におかれては、引き続き、3か所の一つに入れるように力戦奮闘していただきたいと思っております。

ときに、従前我が自民党県議団はIR誘致を積極的に推進し応援してきましたが、私としては、2者の提案内容などについて大変に興味のあるところであります。例えば、施設の外観、投資額、経済波及効果といった期待の大きいところであるとか、逆に、世界的なコロナ禍の中での事業者の財務状況や運営能力といったいささか懸念するところなど、お聞きしたいところはたくさんあります。

ただ、現在は事業者の選定期間中であり、個別の内容や機微に触れる内容をお聞きして、少しでも選定審査に影響を与えるような事態になってはいけないと心得るので、ここは自粛し、このあたりのところは、事業者が選定されてから改めてお聞かせいただくことといたします。

スケジュールを見れば、春頃には優先権者を決定することになっていますが、県当局におかれても、公平性、公正性に十分配慮して、透明性のある事業者選定を行っていただくようお願いする次第です。

さて、冒頭にも申し上げたとおり、本県は、有力と言われている四つの誘致自治体の中で一番手続を先行させ、先般、提案書の提出に至ったわけであり、国の認定をいただくに当たって、手続が先行していること自体に優位性がないのは理解していますが、早くに提案書を受け付けて事業者を決定するということは、ほかの誘致自治体に比べて、区域整備計画を作成する時間をそれだけ長く取れるというアドバンテージがあると考えており、私は、その優位性を生かして、今後、どのような区域整備計画が出来上がるのか、本県にどのような社会的、経済的効果をもたらすものなのか、非常に楽しみにしているところであります。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

まず、日本で最初に提案審査書類を受け取った自治体の長としての受け止めはいかがなものか。

また、今後、区域整備計画の作成という誘致に向けた新たな段階に入っていく中で、改めて IR 誘致にかける知事の思いをお聞かせください。

【知事答弁】

国のおっしゃるとおりのスケジュールに沿って、和歌山県は、粛々と手続を進めた結果、議員御発言のとおり、誘致自治体の中で一番に提案審査書類を受け取ることができたというわけでございますけれども、実は、そのこと自体はそれほど重要ではないと言わざるを得ないと思います。

ただ、新型コロナウイルス感染症によって世界的な経済停滞が起こり、特にこの IR ビジネスが世界的に打撃を受けておるという中で、ほかの地域では、勢いがある物すごく熱心そうに見えた業者が撤退をしたり、あるいは失速をしたりするというのがありますので、そういう点では、2 者が残って提案をしてくれているということについては、やれやれというところであります。

しかし、これでまた安心でもございませんので、国の定める 3 地域の中に入らないといけません。しかも、3 地域だから、3 までではどんなもんでも出てきたやつは認めるのかということ、実はどうもそうではないらしくて、いいのがなければゼロでもいいんだというぐらいの考え方で国がおられるようなので、これはいいものを絶対に持っていかないといかんということなんです。

したがって、現在、事業者選定という大変重要な手続を透明性を持って行っているわけですが、今後、本県 IR を運営するにふさわしい事業者を選定いたしました上で、その事業者と一緒に、今度は本格的に区域整備計画の作成という新たなステージに入ることになりますので、一層奮励努力しなさいいけないということでもあります。

県としては、選定する事業者と共に、また、立地市である和歌山市にも御協力をいただきながら、社会的リスクを排除しつつ、地域振興に大きく寄与し、かつ国の観光立国政策に貢献するような区域整備計画をつくり上げて、議会や県民の皆様の御理解をいただいた上で、来年 4 月ぐらいには区域認定を申請したいと考えております。

優れた区域整備計画をつくれれば——この区域整備計画案をつくれれば、国は必ず認めていただけるだろうというふうに思っております、その際には、日本で最初の IR 開業を目指すことができるというふうに考えております。

(令和3年3月8日)

【奥村 規子 議員 (日本共産党県議団) 質問】

県は、1月7日に実施方針を確定しました。15日に事業者の応募を締め切りました。現在は、優先権者の選定作業を行っている状況とお聞きしています。応募したのは、クリアベストニームベンチャーズ株式会社と、サンシティグループホールディングスジャパン株式会社の2社と発表されています。県民の反対の声があるにもかかわらず、県がIR誘致を進めていることには大変残念な思いです。

現在の取組状況を踏まえた上で、事業者の選定、具体的な事業計画の内容などについて、いつ頃県民に示され、県民への説明をどのように行っていくのか、まずお尋ねをいたします。

【企画部長答弁】

まず、IR誘致に関する現在の取組状況ですが、事業者公募の締切りである本年1月15日に2者から提案審査書類が提出され、現在、事業者選定委員会において審査を行っており、春頃を目途に優先権者の選定を行う予定となっております。

議員御質問の事業者選定の内容につきましては、優先権者選定後に、提案審査の結果を「選定方法及び評価の過程並びに結果に応じた選定過程の透明性を示すための資料」と併せて、速やかに公表いたします。

また、具体的な事業計画をお示しする時期につきましては、選定された事業者の提案内容を踏まえて、国へ申請する区域整備計画素案を作成する本年秋頃を予定しており、その際には、パブリックコメントの実施や公聴会の開催等、県民の皆様からの御意見を反映するための手続を行ってまいります。

なお、事業者選定後、区域整備計画素案を作成するまでの期間におきましても、その時点においてお示しできる事業計画等につきましては、シンポジウムや市民向け説明会、出張！県政おはなし講座などを通じて積極的に発信してまいります。

【奥村 規子 議員 質問】

再度、お尋ねいたします。

県としても、透明性の確保について、資料の公表やパブコメ、公聴会、シンポジウムや市民向け説明会、出張！県政おはなし講座などを進めていくと答弁していただきました。

こういった点について、再度確認いたしますが、審査項目の中でも、安定的・継続的な事業運営及び区域全体の魅力維持・向上に関して、事業運営能力について、選定後にそれに関する説明資料が公開されるのでしょうか。その点について、お尋ねをいたします。

【企画部長答弁】

ただいま議員の御質問にありました事業運営能力につきましても、審査の評定項目に入っておりますので、当然その結果、どういう評価をして、どういう内容であったのかということについては、

公表させていただく予定にしております。

【奥村 規子 議員 質問】

区域整備法の12条には、実施方針や民間事業者の選定、区域整備計画の作成について、協議するための協議会を組織することができるかとされています。協議会は、次に掲げる者をもって構成する。一、都道府県等の長、二、立地市町村等の長、三、公安委員会、四、都道府県等の住民、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者となっています。

大事なのは、4番目の住民や学識経験者の参加できる規定が生かされていないのではないのかと考えます。この協議会は、既に確定している実施方針の策定、現在行われている選定作業についても関与することになっているのではないのでしょうか。現在行われている選考作業についても関与することになっています。現在、選考作業に係る選考委員会は、この協議会に代わるものではありません。第12条は、「組織することができる」とされています。必ずつくらなければいけないということにはなっていませんが、住民の声を聞くという最も大事なことが軽視されているのではないかと思います。

これまでなぜ設置してこなかったのか、今後とも設置するお考えがないのか、その点について御答弁をお願いいたします。

【企画部長答弁】

議員の御質問にございましたように、IR整備法には、知事、立地市の長、公安委員会、学識経験者、住民等で組織する協議会をつくって、区域整備計画の作成等に当たって協議する、そういったことができるという規定になっています。

和歌山県におきましては、あくまで任意設置の規定ですので設けておりません。その一つの理由としまして、例えば有識者に関しましては、事業者選定に当たっては、先ほど答弁させていただきましたように、事業者選定委員会を設けておりますし、区域整備計画を作成するに当たっては、また別途、有識者会議を設置しておりますし、そこで有識者の御意見を聴くというふうなことを考えておりますし、住民に関しましては、もともと法の立てつけ上、区域整備計画の案をつくった段階で、先ほど御答弁させていただきましたように、公聴会ですとかパブリックコメント等で広く御意見を聴くと、そういう仕組みになっておりますし、私どもとしては、その仕組みを使って広く住民の意見を聴いていきたいと、そのように考えております。

【奥村 規子 議員 質問】

やはり組織することができるかとされているわけですから、住民のカジノを誘致するという点についてはやはり賛成できないという意見も、そちらのほうに届いていると思うんです。

そういった住民の意見も含めて、やはりきちっと協議会で話し合いを、協議を重ねていくというようにすることができるわけですから、それをやっぱりやっていくということがなければ、この説明——住民に説明するという点で、これまでも計画の段階のときも説明会を重ねてしていただきました

が、やはり一方的な、カジノがありきという、そういった形での進め方がされてきていると思うんです。

そういった点も含めて、やはりきちんと組織的に、仕組みとして、都道府県の住民ということも含めて構成される協議会について設置すべきだと思うんですが、その点で、今後とも設置する考えはないのか、お尋ねいたします。

【企画部長答弁】

先ほど申し上げましたように、今後とも協議会を設置することは予定をしておりません。

議員、ちょっと想像していただきたいんですが、協議会を設置するとした場合、その協議会に住民がどの程度選ばれるのかということ考えたときに、数名になるんですね、協議会という組織上。そういった数名が選ばれた住民の方でもって住民の意見の代表としていいのかというのは、我々はちょっと疑問に思っております、むしろ、先ほどから申し上げますように、パブリックコメントですとか公聴会の場で広く多くの方々の御意見を聴くと、こちらのほうが意味のあることだと思っておりますし、制度上、最終的には、住民の皆様代表である議員の、県議会の皆様に御議論いただいて、そこで賛否を問うと、そういう非常に民主的な仕組みになっておりますので、我々は、その法に定められた制度に従ってやっていきたいと、そういうふうに考えております。